

青森県青少年健全育成審議会委員公募要領

令和2年5月25日制定

(趣旨)

第1 この要領は、青少年の健全な育成を図るための県の施策について、県民の幅広い意見を反映させるため、青森県青少年健全育成審議会委員を公募するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(募集人数)

第2 募集人数は、2人とする。

(応募資格)

第3 応募できる者は、年齢が18歳以上（令和2年9月11日現在）の県内在住者とする。ただし、国会議員、地方公共団体の議会の議員、県職員であった者（退職後2年以内の者に限る。）、常勤の公務員及び県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている者、本審議会の公募委員経験がある者を除く。

(応募方法)

第4 応募者は、次の事項を記載した書類（様式任意）を青森県環境生活部青少年・男女共同参画課に提出するものとする。

- ① 氏名（ふりがな）
- ② 性別
- ③ 生年月日、年齢
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 職業
- ⑦ その他（活動分野や自己PRなど）
- ⑧ 青森県の青少年健全育成についての意見・提言等（800字程度）

- 2 提出方法は、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法による。
- 3 提出のあった応募書類は返却しない。

(募集期間)

第5 募集期間は、令和2年6月1日（月）から同年6月30日（火）まで（当日必着）とする。

（委員候補者の選考方法等）

第6 選考に当たっては、応募者から提出された意見・提言等について、別に定める選考委員会において審査を行い、委員候補者を決定するものとする。

- 2 前項の選考結果は、応募者全員に通知するものとする。